

# 地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：和歌山県

## 1 地域活性化総合特別区域の名称

和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区

## 2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### ① 総合特区の目指す目標

- 国内外からの観光客受入促進
- 県内の文化財等の地域資源の更なる保全・活用
- 世界遺産文化研究・情報発信促進

(解説)

紀伊半島の「高野山」、「熊野」は、古く神話の時代から続く自然への信仰と海外から伝来した仏教文化が融合し、独自の展開が図られる中で、当時の都を始め、全国各地から多数の参詣者が畏敬や崇拜の念に満ちた思いを胸に訪れた地域である。こうした人々の交流を通じて高野・熊野地域には、多くの優れた歴史的風景、遺構、建物、美術品、工芸品等の文化的資産が形成、蓄積されている。これらは、世界的にも貴重な資産として後世に適切に引き継いでいく人類の宝というべきものであり、平成16年にはユネスコにより世界遺産として登録されたところである。

本総合特区においては、県内の世界遺産関連地域（世界遺産の資産が所在する市町及び世界遺産に関連する文化財が所在する市町）に残された文化財等について、さらなる学術調査研究の推進や、市町村、住民、文化財所有者等との密接な連携による文化資源の適切な保全を図るとともに、国内で始めて「文化的景観」として高く評価された本地域の文化資源の希少性、独自性といった特性にふさわしい国外・国内からの観光客の受入等に努める。

### ② 評価指標及び数値目標

評価指標（1）：世界遺産関連地域における観光客総数（延べ人数）

数値目標（1）：10,862,041人（平成26年）→1,260万人（平成32年）

評価指標（2）：世界遺産関連地域における外国人宿泊客総数（延べ人数）

数値目標（2）：182,270人（平成26年）→35万人（平成32年）

評価指標（3）：世界遺産を管理する市町や所有者が実施する維持管理・保存修理事業に対する年間補助事業数

数値目標（3）：18件（平成26年度）→20件（平成32年度）

評価指標（４）：特区通訳案内士登録総数

数値目標（４）：８１人（平成２６年度末）→２００人（平成３２年度末）

評価指標（５）：特区通訳案内士の活動割合

数値目標（５）：２５％（平成２６年度）→３５％（平成３２年度）

### 3 特定地域活性化事業の名称

国内外からの観光客受入促進、県内の文化財等の地域資源の更なる保全・活用、世界遺産研究・情報発信促進のため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、県内の世界遺産関連地域に残された世界的にも貴重な文化財等の地域資源の保全・保護、調査研究への取組をより強化するとともに、世界遺産としての知名度を活かした優れた観光資源として活用し、観光に関連した社会資本整備、受入環境の整備・充実や効果的なプロモーションの実施、情報発信によるより一層の地域活性化に係る取組を行っていく。

#### ①＜国内外からの観光客受入促進事業＞

（外国人観光客への通訳案内その他外国人観光旅客の受入れに関するサービスの提供及び人材の育成に関する事業）

### 4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

#### i) 一般地域活性化事業について

特になし。

#### ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙２－８）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

特になし。

### 5 構造改革特区法の特定事業の名称

国内外からの観光客受入促進、県内の文化財等の地域資源の更なる保全・活用、世界遺産研究・情報発信促進のため、構造改革特区の規制の特例措置を活用しながら、県内の世界遺産関連地域に残された世界的にも貴重な文化財等の地域資源の保全・保護、調査研究への取組をより強化するとともに、世界遺産としての知名度を活かした優れた観光資源として活用し、観光に関連した社会資本整備、受入環境の整備・充実や効果的なプロモーションの実施、情報発信によるより一層の地域活性化に係る取組を行っていく。

#### ①＜国内外からの観光客受入促進事業＞

（構造改革特区の規制の特例措置（地域限定特例通訳案内士育成等事業）、別紙２－９）

## 別紙 2-8 <地域において講ずる措置>

### 1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・和歌山県世界遺産緊急保全対策事業補助金  
(H19年より措置/H28年度予算額：10,000千円)

### 2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・和歌山県文化芸術振興条例（平成21年3月）
- ・第二期和歌山県文化芸術振興基本計画（平成27年4月）
- ・和歌山県文化財保護条例（昭和31年9月）
- ・和歌山県景観条例（平成20年3月）
- ・和歌山県世界遺産条例（平成17年3月）

### 3. 地方公共団体等における体制の強化

- ・和歌山県世界遺産センター（H17年4月1日設置/人員6名）

### 4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

国内外からの観光客誘客対策として以下の県単独事業を実施

- ・観光客誘致対策事業（観光情報発信）
- ・戦略的首都圏対策事業（首都圏観光PR）
- ・わかやま「観光力」推進事業（プロモーション活動等）
- ・世界遺産推進事業（世界遺産の保全と活用）
- ・和歌山県世界遺産センター運営事業（世界遺産センターの運営）
- ・国際観光推進事業（海外からの観光客誘致活動等）
- ・外国人観光客受入環境整備事業（外国人観光客に対する環境整備）
- ・観光施設整備事業（観光施設整備補助）
- ・FIT（外国人個人観光客）誘客促進事業（FITの誘客促進のための戦略的PR）
- ・世界遺産管理事業（世界遺産の管理及び緊急保全対策）

## 別紙 2 - 9 <構造改革特区の規制の特例措置（地域限定特例通訳案内士育成等事業）> 【1 / 1】

### 1 構造改革特区法の特定事業の名称

<国内外からの観光客受入促進事業>

（構造改革特区の規制の特例措置（地域限定特例通訳案内士育成等事業））

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

和歌山県が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し登録を受けた者

### 3 特定地域活性化事業の内容

#### ① 事業概要

和歌山県が行う地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了し、登録を受けた地域限定特例通訳案内士の育成、確保及び活用を図る。

#### ② 事業に関与する主体

和歌山県

#### ③ 事業が行われる区域

橋本市、田辺市及び新宮市並びに和歌山県伊都郡かつらぎ町、九度山町及び高野町、西牟婁郡白浜町、上富田町及びすさみ町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び串本町の全域

#### ④ 当該規制の特例措置の適用の開始の日及び事業の実施期間

平成 28 年度から平成 32 年度

・ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

地域限定特例通訳案内士が報酬を得て、外国人に付き添い、外国語を用いて旅行に関する案内を行うことが可能となる。

#### ⑤ その他

特になし

### 4 当該特別の措置の内容

#### ① 通訳案内士等の現況について

和歌山県における通訳案内士の数は、平成 28 年 3 月末日時点で 76 人、総合特別区域指定範囲の市町に居住する者に限ると 10 人（英語 9 人、仏語 1 人）である。平成 24 年度以降、地域限定特例通訳案内士の育成を進めており、平成 28 年 3 月末日現在、下表のとおり 103 名が登録し、「高野・熊野」の世界遺産関連地域において、案内業務を実施している。

○和歌山県で登録されている通訳案内士数

和歌山県 通訳案内士登録者数(平成28年3月末日現在)

	英	中	韓	西	露	仏	(計)
和歌山市	24	4	3	1		2	34
海南市	5		1				6
橋本市	8	2					10
御坊市	2						2
田辺市	7						7
紀の川市	2		1				3
岩出市	4			1			5
九度山町	2						2
広川町	1						1
有田川町	1						1
由良町	1						1
みなべ町					1		1
那智勝浦町						1	1
串本町	1						1
非居住		1					1
(計)	58	7	5	2	1	3	76

○和歌山県で登録されている地域限定特例通訳案内士数

### 高野・熊野特区通訳案内士(平成28年3月末日現在)

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	(計)
和歌山市		7	6	9	5	1	28
海南市					2		2
橋本市			1	5	6	1	13
御坊市			1				1
田辺市	1	4	6	4	2	2	19
新宮市		2	1		4		7
紀の川市		1	1	2	1		5
岩出市	2				1		3
高野町					1		1
湯浅町			1				1
有田川町				1			1
美浜町			1	2			3
由良町				1			1
印南町					1		1
みなべ町	1						1
白浜町			2		2		4
上富田町					2		2
那智勝浦町		1					1
県外			3	3	2	1	9
(事業区域計)	1	7	9	4	9	2	32
(計)	4	15	23	27	29	5	103

黄色部分は和歌山県「高野・熊野」文化地域振興総合特区の区域内にあたる自治体

#### 和歌山県「高野・熊野」文化

「高野・熊野」の世界遺産関連地域への外国人宿泊者数は、地域活性化総合特別区域計画を開始する前の平成23年の47,390人から、平成26年には182,270人と285%も増加している。

○国別県内外国人宿泊者の推移

	2011 (平成23年)	2012 (平成24年)	2013 (平成25年)	2014 (平成26年)	2015 (平成27年)	シェア
アジア	57,101	71,953	140,732	220,247	323,381	75.6%
中国	3,279	6,657	9,714	37,373	98,280	23.0%
香港	28,259	32,104	61,724	77,621	97,313	22.8%
台湾	17,393	21,368	44,971	69,262	80,478	18.8%
韓国	4,334	5,476	7,135	9,692	15,874	3.7%
タイ	452	615	2,924	5,028	8,839	2.1%
シンガポール	668	1,343	3,587	4,814	7,824	1.8%
アジアその他	2,716	4,390	10,677	16,457	14,773	3.5%
欧米豪	16,634	37,185	59,758	69,555	79,764	18.7%
フランス	2,538	7,682	12,167	13,534	14,343	3.4%
アメリカ	3,535	6,089	10,121	11,695	14,307	3.3%
オセアニア	2,609	5,215	8,888	10,558	13,033	3.0%
イギリス	1,690	2,444	4,823	5,317	6,025	1.4%
スペイン	-	-	3,265	4,584	5,902	1.4%
ドイツ	1,423	2,613	3,541	4,119	4,592	1.1%
欧米豪その他	4,839	13,142	16,953	19,748	21,562	5.0%
その他	6,603	8,221	11,264	13,772	24,449	5.7%
合計	80,338	117,359	211,754	303,574	427,594	100.0%

中国の伸び率が顕著であり、平成27年は平成23年の約30倍の宿泊数に上り、シェア第1位となっている。東アジアの香港、台湾、韓国も大幅に増加しており、アジアが全体の75.6%を占めている。増加の要因の一つとして、和歌山県が海外での認知度を高めるために、海外プロモーションや、各国からのメディア取材やエージェントの下見支援などの取組を重ねてきたことが挙げられる。来訪者に対して、高野・熊野の魅力を十分に理解し満足してもらうためには、通訳案内士による案内が必要であるが、上に示したように今後も急激な来訪者の増加が見込まれる中、現状の通訳案内士の数では対応が困難になると思われる。よって当該観光ガイド団体に属する通訳案内士以外の方々を中心として、地域に精通した地域活性化総合特別区域通訳案内士の育成・確保を図る必要がある。

一方で、高野・熊野の世界遺産を目的とした観光客をみると、依然として欧米豪諸国からの個人観光客が多く、また彼らのガイドニーズは高い。反面、中国をはじめとしたアジア諸国からの観光客は団体旅行形態の訪問がほとんどであり、中国語や韓国語でのガイドニーズはまだ発展途上である。したがって、今回の計画では引き続き英語による地域限定特例通訳案内士の育成を行うこととする。

「高野・熊野」の世界遺産関連地域を訪れる外国人観光客が増加する中で、本制度が周知されるにしたいが、地元観光関係者の地域限定特例通訳案内士に対する期待もさらに大きくなってきているところである。また信頼される通訳ガイドとなるためには、登録後も知識・経験を積み重ねていくことが必要であり、長期的な視点で育成することが求められている。

② 語学力の条件及び研修の内容について

研修項目	研修内容	時間	講師
語学	・英会話	10H	・通訳案内士等
	・補習	5H	・通訳案内士等
コミュニケーション・ホスピタリティ	・外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識 ・おもてなし精神の涵養	2H	
世界遺産地区の地理・歴史	・世界遺産の概要 ・登録遺産の詳細 ・世界遺産の保存と管理 ・和歌山県世界遺産条例 等	10H	・世界遺産センター 職員あるいは県文化遺産課職員等
旅程管理	・旅行者の移動の円滑化に関する知識 ・運送機関及び宿泊施設に関する知識 ・安全対策及び事故発生時の対応に関する実務処理能力 等	10H	・観光庁長官の登録を受けた機関
救急救命	日本赤十字社、消防機関、市町村等が実施する救命講習	3H以上	
現場実習	・総合的なガイドスキル ・高野・熊野地域の歴史・文化に関する深い知識 ・災害時や異常気象時における対応	20H以上	・高野・熊野地域で活動するガイド
口述試験		試験官（3～5名）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・1人10分程度の面接形式</li> <li>・研修の理解度、英語のスピーキングスキルやプレゼンテーションを測定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現役の英会話教室講師</li> <li>・現役の通訳案内士 等</li> </ul>	

和歌山県の地域限定特例通訳案内士の登録要件としている語学力の条件及び研修については以下のとおりである。

・語学力について

英語に関する要件については、以下のとおりとする。

- ・TOEIC 750 点以上 もしくは
- ・英検 2 級以上（1 級、準 1 級、2 級）を取得していること

TOEIC、英検のいずれも登録申請時から 1 年以内に取得・合格したものを有効とする。英検 2 級保持者については、英会話研修の受講（研修時間：10 時間）を義務づけるものとする。また、英会話研修受講後に実施する試験で基準点に満たなかった受講者を対象に 5 時間の補習を行うものとする。

・研修の内容について

「コミュニケーション・ホスピタリティ」「世界遺産地区の地理・歴史」「旅程管理」「救急救命」「現場実習」の 5 項目について、それぞれ県が指定する研修を受講することとする。各項目の内容については以下のとおりとする。

○「コミュニケーション・ホスピタリティ」（研修時間：2 時間）

県が主催する研修を受講するものとする。外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識や、おもてなし精神を学ぶものとする。

○「世界遺産地区の地理・歴史」（研修時間：10時間）

県が主催する研修を受講するものとする。県が運営する世界遺産センターの職員あるいは県文化遺産課職員を講師として、世界遺産の概要、登録遺産の詳細、世界遺産の保存と管理、和歌山県世界遺産条例等について学ぶものとする。

○「旅程管理」（研修時間：10時間）

県が主催する研修を受講するものとする。内容は、観光庁長官の登録を受けた機関が実施する国内用旅程管理研修のうち、法令に関する項目以外の内容で、旅行者の移動の円滑化に関する知識、運送機関及び宿泊施設に関する知識、安全対策及び事故発生時の対応に関する事務処理能力等について学ぶものとする。

○「救急救命」（研修時間3時間以上）

日本赤十字社、消防機関、市町村等が実施する救命講習を3時間以上受講するものとする。

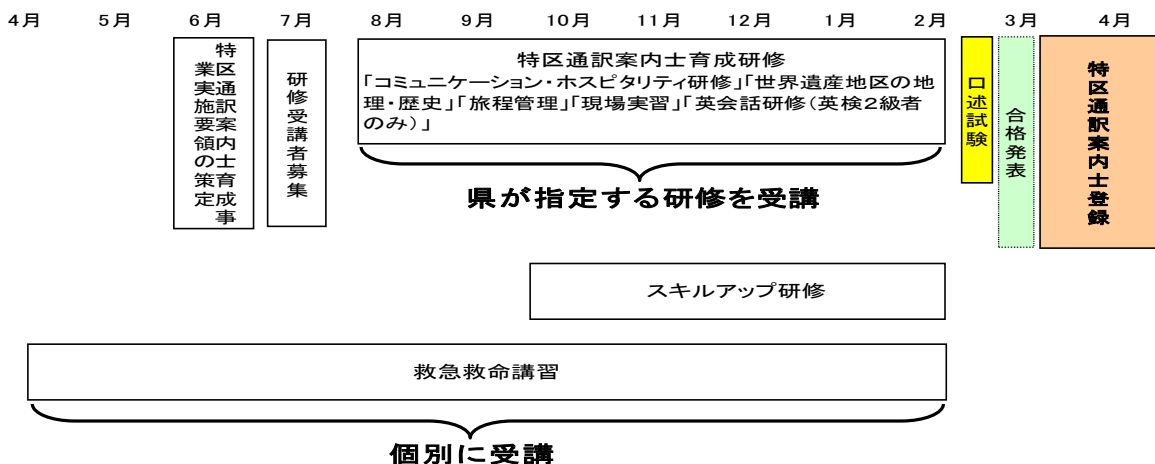
○「現場実習」（研修時間20時間以上）

県が主催する研修を受講するものとする。高野・熊野地域で活動するガイドを講師として、総合的なガイドスキルや高野・熊野地域の歴史・文化に関する深い知識に加え、高野エリア、熊野エリアそれぞれの携帯電話不感地域の把握や緊急避難先の確認等災害時や異常気象時における対応に係る内容とし、研修の一部又は全部を英語で行うものとする。

・効果測定方法について

上記のとおり、5項目に係る県が指定する研修をすべて受講し、語学力の要件も満たすものは、登録にあたり口述試験を受けることとする。この口述試験は、1人あたり10分程度の面接形式とし、研修の理解度のほか英語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力を測定する。試験官は、現役の通訳案内士や現役の英会話教室講師等で、語学力と地元の観光に精通した者とする。

○地域限定特例通訳案内士研修実施に係るスケジュール



・通訳案内士及び地域限定特例通訳案内士に対する研修について

通訳案内士及び地域限定特例通訳案内士のスキルアップを目的とした研修を行うものとする。英語によるガイドの実践を意識した内容とし、外国人モニターを募り案内する内容を含むものとする。講師については、総合的なガイドスキルや高野・熊野地域の歴史・文化に関する深い知識に加え、高野エリア、熊野エリアにおいて通訳案内士等として活躍されている方とし、研修の一部又は全部を英語で行うものとする。

③ 地域限定特例通訳案内士のPRについて

地域限定特例通訳案内士の登録者は、主に高野・熊野エリアのガイド団体に所属し、活動することを想定している。これら団体は、それぞれのホームページにおいて土日を含めてガイドサービスに係る案内・ガイド予約受付を行っており、引き続きこれらを媒体として外国人利用者のニーズに応えることが可能である。また、各団体の会員同士で勉強会等を行い、ガイド技術の向上を図っている。

また、県の多言語観光情報ウェブサイトにおいても和歌山県内在住通訳案内士及び地域限定特例通訳案内士の氏名、性別、PR、対象地域、料金、連絡先、得意分野などの情報の掲載や、世界各地の旅行代理店やメディアに対するプロモーション活動においてもPRを行う等により、活用を促進することとする。

海外市場プロモーション事業の中で実施する海外メディア・エージェントを対象としたファムトリップやセールスコール等において、地域限定特例通訳案内士の広報を行う際には、現行の通訳案内士との異なる点についても、周知するよう努める。また現行通訳案内士が日本全国の観光事情に精通し、広域エリアを対象としたツアーへのガイドとしての役割が果たせる一方で、高野・熊野エリアを深く理解しており、同地方をじっくり探求する嗜好のツアーへのガイド役を担ってもらうべく地域限定特例通訳案内士制度を運営している旨の広報も行っていく。

上述のPR及び通訳案内のスキルアップと併せ、和歌山県は多言語案内表示の整備や免税店の拡充など外国人の受入環境整備に取り組み、「高野・熊野」の世界遺産関連地域への理解や満足度を高め、外国人宿泊者数の増加を目指す。

また、地域活性化総合特別区域通訳案内士には、世界遺産エリアにとらわれずより広域エリアでの通訳ガイド業務に従事するための手段・選択肢として「通訳案内士」資格がある旨、制度広報時や研修時において行うこととする。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

② 主体が特定されていない場合

対象事業名	<国内外からの観光客受入促進事業> 別紙2-9関係
これまでの調整状況	平成28年4月 和歌山県高野・熊野等地域活性化地域協議会 において総合特区指定申請を協議。
特定する方法	県が実施する地域限定特例通訳案内士の育成研修を受講、口述試験に合格のうえ、高野・熊野特区通訳案内士として登録する。
今後の予定	平成28年6月 高野・熊野特区通訳案内士育成事業実施要領の策定  平成28年7月 研修受講者募集  平成28年8月 研修実施 ～平成29年2月  平成29年3月 口述試験、合格発表  平成29年4月 高野・熊野特区通訳案内士登録

別添 6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	和歌山県高野・熊野等地域活性化協議会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 22 日
地域協議会の構成員	別表のとおり
協議を行った日	平成 28 年 8 月 17 日 廣岡協議会会長と協議。持ち回り及び書面（ICT 活用）で協議
協議会の意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」について新たな地域の追加承認が見込まれているのは大変喜ばしい。</li> <li>・協議会としても橋本市、上富田町、串本町の一層の地域活性化に繋がるよう色々と知恵を出していきたい</li> <li>・特区通訳案内士にかかる評価指標、数値目標の項目追加についても了承。</li> </ul>
意見に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年 10 月の世界遺産への追加登録承認見込みの橋本市、上富田町、串本町について特区の区域変更及び計画変更の認定申請の手続きを進める。</li> <li>・特区通訳案内士の登録総数、活動割合に関する新たな評価指数、数値目標の追加の認定申請の手続きを進める。</li> </ul>

## 別表

名 称	分 野
和歌山県	地方公共団体
橋本市	
田辺市	
新宮市	
かつらぎ町	
九度山町	
高野町	
白浜町	
上富田町	
すさみ町	
那智勝浦町	
串本町	
一般社団法人和歌山県タクシー協会	交通事業関係団体
公益社団法人和歌山県バス協会	
一般社団法人田辺市熊野ツーリズムビューロー	旅行・観光関係団体
特定非営利活動法人高野山異文化交流ネットワーク	
M i ・ K u m a n o	
一般社団法人全国旅行業協会和歌山県支部	
一般社団法人日本旅行業協会和歌山地区会	
和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合	
公益社団法人和歌山県観光連盟	
和歌山大学	
高野山大学	
熊野学研究委員会	

# 和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区地域活性化方針

〔平成23年12月22日  
内閣総理大臣決定〕

## 1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

### (1) 総合特区により実現を図る目標

国内外からの観光客受入促進、県内の文化財等の地域資源の更なる保全・活用、世界遺産研究・情報発信促進を目標とする。

### (2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

#### ① 国内外からの観光客受入促進

これまでも世界的に優れた観光資源としての世界遺産関連文化財等を活用するとともに、観光に関連した社会資本整備や受入体制等の整備を行ってきたが、外国人観光客の増加に対応するため、それらの整備を早急に進める必要がある。

#### ② 県内における文化財等の地域資源の更なる保全・活用

県内の世界遺産関連地域に残された世界的にも貴重な文化財等の地域資源について、保全・保護、活用への取り組みをより強化することにより、地域の活性化につなげていく必要がある。

#### ③ 世界遺産文化研究・情報発信

多くの優れた歴史的風景、遺構、建物、美術、工芸品等を世界的な資産として後世に引き継ぎ、世界に向けて発信していくためには、県内の世界遺産関連地域に残された文化財等の調査研究、情報発信を促進していく必要がある。

## 2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

### (1) 解決策

#### ① 「国内外からの観光客受入促進」に向けた解決策

世界的に優れた観光資源としての世界遺産関連文化財等を活用するとともに、国内外からの誘致を促進するため、世界遺産としての知名度を活かし、観光に関連した社会資本整備、受入環境の整備・充実や効果的なプロモーションの実施のより一層の促

進を図る。

② 「県内における文化財等の地域資源の更なる保全・活用」に向けた解決策

県内の世界遺産関連地域に残された世界的にも貴重な文化財等の地域資源について、県内の文化財所有者等と連携し、保全・保護、活用への取り組みをより強化することで、地域の活性化を図る。

③ 「世界遺産文化研究・情報発信」に向けた解決策

多くの優れた歴史的風景、遺構、建物、美術、工芸品等を世界的な資産として後世に引き継ぎ、世界に向けて発信していくために、県内の世界遺産関連地域に残された文化財等の調査研究、情報発信のより一層の促進を図る。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。